

7月15日(月・祝)、設備点検のため、市図書館は全館臨時休館します。中央図書館 ☎(528)6800

実施機関	請求		決定					存否 応答 拒否	審査 請求
	件数	取下げ	件数	公開	非公開等				
					一部 公開	非公開	不存在		
市長	80	2	88	39	39	4	6	0	1
教育委員会	14	0	15	12	1	0	2	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	94	2	103	51	40	4	8	0	1

実施機関	請求		決定					存否 応答 拒否	審査 請求
	件数	取下げ	件数	開示	非開示等				
					一部 開示	非開示	不存在		
市長	25	2	28	11	12	0	5	0	0
教育委員会	8	0	8	1	7	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	33	2	36	12	19	0	5	0	0

実施機関	請求		決定					存否 応答 拒否	審査 請求
	件数	取下げ	件数	開示	非開示等				
					一部 開示	非開示	不存在		
市長	4,292	0	4,292	4,292	0	0	0	0	0

公正で開かれた 市政を推進

平成30年度の情報公開制度・個人情報保護制度などの実施状況を公表



市は、市政の透明性を確保するため、情報公開制度に基づき市政情報の公開を進めるほか、自己情報の開示などを請求する権利を保障しています。

情報公開制度

市政情報コーナー(市役所3階)で行政資料を公開しているほか、各部署でもさまざまな情報提供を行っています。

また、公文書公開請求を行った方には、個人情報などの例外を除いて、公文書等を原則公開しています。平成30年度の公文書公開請求は94件でした(表1)。

個人情報保護制度

市は、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護と適正な取り扱いに努めています。現在、個人情報の電子システム処理は、住民登録、介護保険など62種類の業務で利用されています。

自らの個人情報が適切に扱われているかを確認するために、個人情報の開示請求は、平成30年度は4325件(うち要介護認定にかかわる開示請求が4292件)でした(表2・表3)。また、苦情の申し出や審査請求等を審査する個人情報保護審議

会は4回開催しました。

情報公開・個人情報開示の請求方法

請求書(市ホームページからダウンロード可)を、市政情報コーナー(市役所3階)へ。個人情報開示請求の際は本人確認書類が必要です。

会議の公開状況

市は、市民参加と透明な市政を促進するため、審議会などの会議を公開しています。

平成30年4月～平成31年3月に公開した会議は、国民健康保険運営協議会や子育て・たちかわ子ども21プラン推進会議など245回、傍聴者数は200人でした。また、個人情報保護などの理由から非公開とした会議は435回。このうち介護認定審査会が244回でした。

市政情報コーナーをご利用ください

市政情報コーナー(市役所3階)には、市が発行した計画書や報告書、予算書、決算書、契約関係資料などをはじめ、8000点余りのさまざまな資料を配置しています。閲覧は自由です。市発行の行政資料などは、コーナー内のコピー機(有料)で写しを取ることもできます。立川市政を知る一歩として、気軽にご利用ください。

休日急患診療所医療事務員(嘱託職員)募集

応募方法等くわしくはホームページをご覧ください。

業務内容 日曜日、祝日、年末年始等における受付事務、保険請求事務等
対象 医療事務の資格を有し、医療機関等での事務経験が3年以上ある方
採用 9月1日
勤務 日曜日、祝日、年末年始の診療所開設日(年36日) ①午前8時30分～午後3時15分 ②午後2時45分～9時30分(交代制でローテーションにより勤務)
保険請求付随事務実施日、毎月平日1日(年12日)、午前9時ごろから7時間程度
報酬 月額6万7400円
募集人数 2人
試験(面接) 7月22日(月)
応募締切 7月16日(火)
健康推進課業務係・内線4729

私立幼稚園補助金の申請書の提出が必要ですが

市は、私立幼稚園に通園している子どもがいる世帯に、所得に応じて補助金を交付しています。

対象 市内在住で私立幼稚園(市外の幼稚園も含む)に通園している子どもがいる世帯(所得制限あり)
申請方法 通園している幼稚園が配布する調書を幼稚園へ提出してください。幼稚園から調書が配布されない場合は、保育課にお問い合わせください。
園保育課給付係・内線1323

JR立川駅南北デッキ エレベーター と エスカレーター 正しくご利用ください

市は、JR立川駅南北のデッキにエレベーターとエスカレーターを設置しています。誤った使い方をすると事故につながります。下記の注意点を確認し、正しく安全に利用しましょう。また、エレベーターは高齢者や体の不自由な方などの利用が優先です。自転車の利用はご遠慮ください。エレベーター、エスカレーターには、利用上の注意事項を掲示しています。 園道路課施設係・内線2396

エレベーター

- 物を挟んだときは、すぐに「開く」ボタンを押してください
衣類やひも状のものをドアに挟んだままエレベーターが動き出すと、けがや故障の原因となり危険です。
- 幼児には大人が付き添いましょう
幼児だけで利用すると、ドアの開閉の際にけがをしたり、操作ができずに閉じ込められたりする恐れがあります。
- 歩いて乗り込まないでください
走って乗り込むとドアにぶつかる、挟まるなどの恐れがあり危険です。
- 足元を確認して乗り降りしましょう
乗降口の間段差ができることがあります。つまずいて転倒しないよう気を付けましょう。

エスカレーター

- 手すりにつかまってください
手すりにつかまらずにいると、転倒・転落の原因となります。
- 幼児は大人と手をつなぎましょう
幼児はバランスを崩しやすいため、幼児だけで乗ると転倒などの事故の恐れがあります。
- 歩かないでください
エスカレーターでの歩行、かけ登り、かけ降りは、思わぬ事故の原因となり大変危険です。
- 黄色い線の内側に立ちましょう
すき間に物が挟まると緊急停止するため転倒することがあるほか、履物とともに足が引き込まれてけがをする恐れがあり大変危険です。